

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【公開番号】特開2005-342819(P2005-342819A)

【公開日】平成17年12月15日(2005.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2005-049

【出願番号】特願2004-163261(P2004-163261)

【国際特許分類】

B 2 5 C 7/00 (2006.01)

B 2 5 C 1/00 (2006.01)

【F I】

B 2 5 C 7/00 Z

B 2 5 C 1/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月9日(2007.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

止具を被打込材に打ち込む釘打機であって、

釘打機本体に設けられた銘板から突出する、突出部を設けたことを特徴とする釘打機。

【請求項2】

止具を打ち込むドライバブレードを一体に取り付けたピストン及びピストンを摺動可能に支持するシリンダを含む出力部を備え、シリンダ内に圧縮空気を流入させてピストン、ドライバブレードを駆動して止具を打ち出す釘打機であって、

前記出力部を囲むボディー、ボディの上面に取り付けられたエキゾーストカバー、ボディの下端に取り付けられ、ドライバブレードを案内すると共に止具が打ち出されるノーズにより釘打機本体を構成し、少なくとも前記ボディの外周に複数の突出部を設けたことを特徴とする釘打機。

【請求項3】

前記ボディを着色したことを特徴とする請求項2記載の釘打機。

【請求項4】

前記エキゾーストカバーを覆うヘッドガードを設け、ヘッドガード上面に複数の突出部を設けたことを特徴とする請求項3記載の釘打機。

【請求項5】

前記突出部の高さをボディ各部及びヘッドガードの摩耗限度に応じて変えたことを特徴とする請求項2又は4記載の釘打機。

【請求項6】

ピストンを往復動させる駆動部を囲む筒形のボディと、ボディの背面から後方に延びるハンドル部と、ハンドル部下方に設けられ、止具を収納するマガジン部と、ボディ下方に設けられ、マガジン部から供給された止具がピストンにより打撃されて打ち込まれる際に止具を案内をするノーズと、ボディの上方正面又は背面にボディの左右側面から側方に突出する長さを有する突起を取り付けた釘打機であって、

前記ボディの外周に前記突起より高さが低い複数の突出部を設けたことを特徴とする釘打機。